



2025 年度(令和 7 年度) 定例 総会議案書

《書面表決》

～ 報告及び議案 ～

- (1) 報告第 1 号 2024 年度事業報告について…………… 1 頁
- (2) 報告第 2 号 2024 年度会計収支決算報告について…………… 2 頁
- (3) 報告第 3 号 2024 年度会計収支監査報告について…………… 2 頁
- (4) 議案第 1 号 2025 年度役員交代の承認(案)について…………… 3 頁
- (5) 議案第 2 号 2025 年度事業計画(案)について…………… 4 頁
- (6) 議案第 3 号 2025 年度会計収支予算(案)について…………… 5 頁

- 参考資料 宝塚市第 2 地区自治会連合会規約…………… 6 ~ 8 頁
 宝塚市第 2 地区自治会連合会弔慰給付規程…………… 9 頁

2025 年(令和 7 年)4 月 26 日 (土)

宝塚市第 2 地区自治会連合会

報告第1号

2024年度事業報告

自 2024年4月1日～至 2025年3月31日

日付	行事	場所	事業内容
<2024年>			
4月 3日	2024年度定例総会議案書の郵送	各自治会長宛	
4月 27日	2024年度定例総会（書面）	SNSにて開催	書面表決
4月 27日	2024年度総会書面表決結果報告	各自治会長宛	議決権者32名、書面表決書未提出4名 書面表決28名の内、議案第1号役員改選反対者1名を除き、議題5項目全員賛成
6月 6日	第1回役員会（対面）	ゆずり葉コミュニティーム	2024年度第2地区自治連の事業計画 研修会の開催時期、方法
7月 5日	第2回役員会（対面）	ゆずり葉コミュニティーム	地区自治連の使命、役割話し合い
7月 30日	第1回 人権啓発研修会	逆瀬台小学校	LGBTQについて
9月 2日	第3回役員会（対面）	阪急逆瀬台マンション	財政研修会開催の検討・実施決定
9月 25日	第2回 人権啓発研修会	逆瀬台小学校	オンライントラブルについて
10月 3日	第4回役員会（対面）	阪急逆瀬台マンション	研修会プログラムの検討
10月 9日	第3回 人権啓発研修会	逆瀬台小学校	サイバー空間の危険について
11月 7日	第5回役員会（対面）	阪急逆瀬台マンション	2テーマの教育委員会との事業分担議論
12月 11日	第6回役員会（対面）	ゆずり葉コミュニティーム	財政研修会具体的進行の決定
<2025年>			
1月 23日	第7回役員会（対面）	阪急逆瀬台マンション	自治連総会及び第2地区自治連総会について
2月 15日	2024年財政研修会開催	宝塚市立中央公民館	「宝塚市の未来と行財政の危機」
2月 19日	第8回役員会（対面）	ゆずり葉コミュニティーム	自治連一本化（復帰）について議論 2025年度役員について
3月 13日	第9回役員会（対面）	阪急逆瀬台マンション	第2地区自治連総会議案書について 2025年度事業計画の検討 2025年度役員交代者の再検討 2025年度地区役員の検討

報告第2号

2024年度会計収支決算書

自2024年4月1日～至2025年3月31日

単位:円

収入の部		支出の部	
前 年 度 繰 越 金	519,508	会 場 費 (中央公民館)	1,200
第 2 地 区 会 費 (注1)	98,000	通 信 費	25,436
人 権 教 育 助 成 金	10,000	事 務 用 品 費	1,615
地 区 研 修 助 成 金	30,000	印 刷 コ ピ 一 費	5,566
預 金 利 息	256	役 員 活 動 費 (注2)	31,000
(2024年 純 収 入)	(138,256)	人 権 手 帳 (注3)	28,600
		雜 費 (注4)	5,000
		小 計	98,417
		次 年 度 繰 越 金(注5)	559,347
合 計	657,764	合 計	657,764

(注1) 32自治会会費納入分 (@4千円=2自治会、@3千円=30自治会)

(注2) 役員交通費、通信費等の年間渡切費用 (第2地区自治会連合会規約第19条3項)

(注3) 人権啓発推進記念手帳 40冊 (@715円/冊)

(注4) 第2地区自治会連合会弔慰給付規程第3条の1ヶ月以上入院による、自治会長1名給付

(注5) 657,764円 — 98,417円 = 559,347円

(2024年度収入総額) (2024年度支出総額) (2025年度への繰越金)

報告第3号

2024年度会計収支監査報告書

監査の結果、適正であったことを確認いたしました。

2025年4月1日

会計監査 前田潔 ㊞

直筆の署名及び印影の入った原本は個人情報を含むため掲載していません。

議案第1号

2024年度役員の交代の承認（案）

1. 会長、本部役員、地区役員の交代について

2025年3月27日（木）宝塚市第2地区自治会連合会役員会において、新しい会長、本部役員及び地区役員の候補者を次のように内定いたしましたので、ご承認をお願いいたします。

就任	役職名	氏名	自治会	小学校区
留任	会長・本部役員	石谷清明	阪急逆瀬台マンション自治会	逆瀬台小学校区
異動	副会長・本部役員	山本敏晴	寿楽荘自治会	宝塚第一小学校区
留任	総務・本部役員	大迫規子	阪急逆瀬台アヴェルデ自治会	逆瀬台小学校区
留任	人権・本部役員	中川絢子	阪急逆瀬台アヴェルデ自治会	逆瀬台小学校区
異動	本部役員	沖田信幸	逆瀬川パークマンション自治会	逆瀬台小学校区
異動	会計・地区役員	中村一雄	逆瀬台2丁目自治会	逆瀬台小学校区
留任	会計監査	前田潔	宝塚自治会	宝塚第一小学校区

注：

- 2024年度は改選期であり、第2地区自治連単位自治会に立候補を募りましたが、立候補される自治会はおられませんでした。また、こちらからの就任要請に対しては、仕事の関係や、自治会長任期が1年の自治会が多く、難しい状況であります。今後は、なるべく多くの自治会の皆様に、理事になって頂く方法を検討します。

議案第2号

2024年度事業計画書（案）

自2024年4月1日～至2025年3月31日

事業名	期日	場所
総会	4月	書面表決総会
役員会	随時	宝塚市立中央公民館
人権問題他交流会	10月	〃
自治会・マンション加入促進	随時	地区内単位自治会・マンション

尚、宝塚市自治会連合会令和6年度の事業計画にも参加します。

宝塚市自治会連合会総会 5月23日（木）午後1時～ 宝塚ホテル

市制70周年記念研修講演会 〃 午後3時～ 〃

講演会講師は、前豊岡市長（5期）の中貝宗治氏でまちづくりに世界から注目されています。

先進地視察研修会 10月15日（火）先進地先

たからづか市民環境フォーラム 12月1日（日）宝塚市立中央公民館

議案第3号

2025年度会計収支予算書（案）

自2025年4月1日～至2026年3月31日

単位：円

収入の部		支出の部		備考
前年度繰越金	559,347	会場費	1,500	収入：2024年度からの繰越金 支出：会場費(中央公民館使用料他)
第2地区会費 (注1)	98,000	通信費	30,000	支出：通信費(切手、はがき代)
人権教育助成金	10,000	事務用品費	15,000	収入：市人権教育助成金
地区研修助成金	30,000	印刷コピ一代	10,000	収入：市自治連地区研修助成金
預金利息	450	役員活動費	31,000	
(2025年度純収入) (138,450)		人権手帳	30,000	人権啓発推進記念手帳40冊
		雑費	10,000	
		小計	127,500	
		予備費	570,297	2026年度への繰越金
合計	697,797	合計	697,797	

(注1) 32自治会会費:1,000～501世帯@4千円=2自治会、500世帯以下@3千円=30自治会

参考資料

宝塚市第2地区自治会連合会規約

前文

本会は、会議に始まり宝塚市民憲章を心に持ち、合言葉にして唱和します。

本会は、宝塚市まちづくり基本条例にてらし、地域に責任を持ち、会員自らの手によって協働のまちづくりに参加します。

(名称並びに所在)

第1条 本会は、宝塚市第2地区自治会連合会と称し、事務所を会長宅に置く。

(組織)

第2条 本会は、市内の第2地区に所属する自治会をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、宝塚市第2地区市民の福祉増進と自治会相互の親睦と連携並びに振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次のとおりを行う。

- (1) 宝塚市第2地区自治会連合会の行う事業及び事務の連絡
- (2) 宝塚市自治会連合会との連絡
- (3) その他目的達成に必要な事項

(会議)

第5条 本会の会議は、定例総会、臨時総会並びに役員会とし、会長が招集する。

(招集)

第6条 定例総会は、毎年1回年度終了後3か月以内に招集されるものとし、臨時総会並びに役員会は、会長が必要と認めた時に招集されるものとする。ただし、会員の1/3以上の請求がある場合は、会長は臨時総会を招集しなければならないものとする。

(総会)

第7条 総会は、本会の最高の決議機関であつて、自治会長全員でもって構成する。

なお、総会を始めとする第2地区自治会連合会のさまざまの会合は、自治会長に拘らない単位自治会の役員をもって構成することができる。

(議長)

第8条 総会の議長は、総会において出席した会員の互選により選任し議事を処理する。

2 役員会は、会長が議長となって議事を処理する。

(定足数等)

第9条 総会及び役員会は、その構成員の2分の1以上が出席しなければ会議をひらくことができない。

2 議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、委任状を提出することで、出席したものとみなし、議決権を有する。

(総会審議事項)

第10条 総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画並びに予算
- (2) 事業報告並びに決算
- (3) 役員の選任
- (4) 規約の改正
- (5) その他重要と認められる事項

(役員会審議事項)

第11条 役員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に提案する事項
- (2) その他本会運営に必要な事項

(役員及び役員会)

第12条 本会の本部役員は、会長1名、副会長1名、理事1名、会計1名、書記1名、会計監査1名とする。地区役員は地区副会長を含め、10名程度とする。役員会は、本部役員と地区役員で構成する。

(本部役員の選任)

第13条 本部役員は、地域の実情を勘案し、原則として宝塚第一小学校区2名、他の小学校区各1名を自治会長または、単位自治会の役員の中から選出し、総会の承認を得るものとする。

- 2 会長、副会長、理事、書記、会計、会計監査は、本部役員で互選し、総会の承認を得るものとする。但し、年度途中の場合は、役員会で検討の上、承認することができる。

(地区役員の選任)

第14条 地区役員は、各校区内自治会長または、単位自治会の役員の中から自薦、他薦を問わず立候補を認め、役員会で検討の上、総会の承認を得るものとする。但し、年度途中の場合は、役員会で検討の上、承認することができる。

(本部役員の業務)

第15条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。
- 3 理事は、本会の運営を図る。
- 4 会計は、本会の経理をする。
- 5 会計監査は、本会の経理を監査する。
- 6 本部役員(会計監査を除く)は宝塚市自治会連合会の理事として参画する。

(地区役員の業務)

第16条 地区役員は、本部役員の補佐及び本部組織の総務部会、環境保健衛生部会、教育文化部会、等の業務に参画する。

(任期)

第17条 役員の任期は、1期（2年）とし、再任を妨げない。

ただし、連続2期（4年）までとする。

2 補欠選任により役員となった者の任期は、前役員の残任期間とする。

3 宝塚市自治会連合会会长職を担う場合は上項を適用しない。

(顧問又は相談役)

第18条 本会に顧問又は相談役を置くことができる。

2 顧問又は相談役は、役員会に諮り、会長が委嘱する。

3 顧問又は相談役は、会長の要請により会議に出席し、意見を述べることができる。

(経理)

第19条 本会の経費は、会員並びに寄付金をもって充てる。

2 会費は各自治会の世帯数により、年額1自治会あたり次のとおりとする。

(1) 500世帯以下は 3,000円

(2) 1,000世帯以下は 4,000円

(3) 1,000世帯を超える場合は 5,000円

3 役員の交通費、通信費等の年間渡切費用として、次の手当を支給する。

(1) 会長 8,000円

(2) 本部役員 5,000円

(3) 地区役員 3,000円

4 前項の規定にかかわらず、個別の遠距離交通費等は、役員会に諮り実費支給することができる。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第21条 この規約に定めるものの他、本会運営に必要な事項は役員会の議決を経て会長が定める。

付則

1 この規約は、平成8年4月25日から施行する。

2 この規約は、平成14年4月26日から施行する。

3 この規約は、平成15年4月23日から施行する。

4 この規約は、平成24年4月28日から施行する。

5 この規約は、平成26年4月26日から施行する。

6 この規約は、平成27年4月25日から施行する。

7 この規約は、平成28年4月30日から施行する。

8 この規約は、令和3年4月24日から施行する。

宝塚市第2地区自治会連合会弔慰給付規程

第1条 この規程は、宝塚市第2地区自治会連合会として弔慰給付を行う範囲及び基準を定めることを目的とする。

第2条 紹介の対象は、宝塚市自治会連合会に加盟している自治会長のみとする。

第3条 次の各号に該当するときは、それぞれの基準によって給付する。

- (1) 傷病のため、1ヶ月以上入院されたとき 5,000円
- (2) 死亡されたとき 10,000円と供花一基

第4条 前条の規定にかかわらず会長が必要と認めたときは、弔慰給付を行うことができる。

付則

- 1 この規程は、平成8年4月25日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年4月30日から施行する。